

舟形町高齢者安全運転支援事業費補助金交付事業

●事業概要

現在、町では高齢者の自動車運転事故を防止、事故時の被害軽減を図るため、満65歳以上の方を対象に、安全運転支援装置（衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）など）を搭載した車の購入費用、又は現在所有している車に安全支援装置を後付けする場合の費用を補助します。

●事業内容

1. 補助金が交付される期限

令和6年3月31日まで

2. 補助対象となる自動車

①安全運転支援装置（自動ブレーキなど）が搭載された自動車〔普通自動車、小型自動車、軽自動車〕

安全運転支援装置とは

- 衝突被害軽減ブレーキ、 車線維持支援制御装置
- 車線逸脱警報装置、 ふらつき注意喚起装置
- ペダル踏み間違い時加速制御装置

※町内を使用の本拠とする新車または中古車で、自動車検査証の「自家用・業務用別」の欄に「自家用」と記載された自動車（車両本体価格が300万円以下の車に限る。また、リース、レンタル車は除く）

②現在所有している自動車〔普通自動車、小型自動車、軽自動車〕への安全運転支援装置の設置（後付け）

- ペダル踏み間違い時加速制御装置

※町内を使用の本拠とする方で、自動車検査証の「自家用・業務用別」の欄に「自家用」と記載された自動車（リース、レンタル車、不正な改造車は除く）

3. 補助対象となる方

町内に住所を有し、満65歳以上の方（申請時）

- ※有効な自動車運転免許証を保有している者
- ※自動車検査証に記載されている使用者の氏名又は名称と申請者の運転免許証の氏名が同一であること 又は、使用者の住所と申請者の運転免許証の住所が同一であること
- ※町税及び上下水道料金を滞納していないこと
- ※暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

4. 補助金の額

- 安全運転支援装置を搭載した自動車を購入した場合、定額 50,000円
- 安全運転支援装置を設置した場合（後付け）、装置の購入及び設置に要する費用（1,000円未満端数切捨て）上限 50,000円

※過去に国または町補助金の交付を受けたことがある方は対象外となります。※年度内に申請してください。

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

舟形町役場 住民税務課 生活安全係
電話 32-0155（直通）